

# エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案

平成25年3月  
経済産業省

## 1. 法律改正の趣旨

我が国経済の発展のためには、エネルギー需給の早期安定化が不可欠であり、供給体制の強化に万全を期す。

その上で、需要サイドにおいては、持続可能な省エネを進めていく観点から省エネ法の改正を実施し、所要の措置を講じる。

## 2. 法律改正の概要

### (1) 省エネ法の一部改正

#### ①建築材料等に係るトップランナー制度

これまでのトップランナー制度は、エネルギーを消費する機械器具が対象。今般、自らエネルギーを消費しなくても、住宅・ビルや他の機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する製品を新たにトップランナー制度の対象に追加する。

具体的には、建築材料等（窓、断熱材等）を想定。企業の技術革新を促し、住宅・建築物の断熱性能の底上げを図る。

#### ②電力ピークの需要家側における対策（工場、輸送等）

需要家が、従来の省エネ対策に加え、蓄電池やエネルギー管理システム（BEMS・HEMS）、自家発電の活用等により、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これをプラスに評価できる体系にする（具体的には、省エネ法の努力目標の算出方法を見直す）。

### (2) 省エネ・リサイクル支援法の廃止（日切れ法案）

「平成25年3月31日までに廃止するものとする。」と規定されている省エネ・リサイクル支援法を廃止する。

### 3. 施行期日

- (1) 省エネ法の一部改正関係：公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日
- (2) 省エネ・リサイクル支援法の廃止関係：平成25年3月31日